

令和5年第1回津南町議会臨時会会議録

(2月14日)

| | | | | | | | |
|---|-------------------|----------|-------|-----------|------------------|---------|--|
| 招集告示年月日 | | 令和5年2月8日 | | 招集場所 | | 津南町役場議場 | |
| 開 会 | 令和5年2月14日午前10時00分 | | | 閉 会 | 令和5年2月14日午後0時04分 | | |
| 応招・ 不応招 出席・ 欠席の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | |
| | 1番 | 滝沢元一郎 | 応・出 | 8番 | 村山道明 | 応・出 | |
| | 2番 | 小木曾茂子 | 応・出 | 9番 | 吉野 徹 | 応・出 | |
| | 3番 | 久保田 等 | 応・出 | 10番 | 栗原洋子 | 応・出 | |
| | 4番 | 関谷一男 | 応・出 | 11番 | 津端真一 | 応・出 | |
| | 5番 | 桑原義信 | 応・出 | 12番 | 草津 進 | 応・出 | |
| | 6番 | 江村大輔 | 応・出 | 13番 | 風巻光明 | 応・出 | |
| | 7番 | 石田タマエ | 応・出 | 14番 | 恩田 稔 | 応・出 | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印) | 職名 | 氏名 | 出席者 | 職名 | 氏名 | 出席者 | |
| | 町 長 | 桑原 悠 | ○ | 税務町民課長 | | | |
| | 副町長 | 根津和博 | ○ | 農林振興課長 | 太田 昌 | ○ | |
| | 教育長 | 島田敏夫 | ○ | 観光地域づくり課長 | | | |
| | 農業委員長 | | | 建設課長 | 鴨井栄一郎 | ○ | |
| | 監査委員 | | | 教育委員会教育次長 | 高橋昌史 | ○ | |
| | 総務課長 | 鈴木正人 | ○ | 会計管理者 | | | |
| | 福祉保健課長 | 野崎 健 | ○ | 病院事務長 | | | |
| 職務のため出席した者の職・氏名 | | 議会事務局長 | 保坂晃久 | | 議会事務局班長 | 鈴木真臣 | |
| 会議録署名議員 | 3番 | 久保田 等 | | 7番 | 石田タマエ | | |

〔付議事件〕

（2月14日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 津南町特別職の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 令和4年度津南町一般会計補正予算（第13号）

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和5年第1回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、3番、久保田等議員、7番、石田タマエ議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第1号 津南町特別職の給与の特例に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第1号について御説明申し上げます。

町立ひまわり保育園の入札不落につきましては、国土交通省の入札契約改善推進事業による不落の原因の検証結果で、実施設計書について調整率の妥当性を確認できる発注者体制が十分ではなかったなかで入札を行ったことなどが不落の要因との検証結果が出たところであります。予算や面積の規模が大きな建設事業となることや、より専門的な知見が必要であったことから、しっかりした発注者体制や確認体制をつくる必要があったにもかかわらず、既存の体制のまま執行してしまったこと、実施設計を精査するための十分なスケジュールを確保できなかったこと、1回目の入札の際に予定価格と応札価格の差が大きかったなか、2回目の入札に向かうに当たり、入札不落の原因分析を十分に検証できなかったこと、様々な知見をお持ちの皆様、御意見を伺う真摯な姿勢が足りなかったことなど、私の認識不足より招いた結果でありまして、大きな責任があると考えております。

また、ひまわり保育園増築棟工事の執行済みの経費のうち、今後検討が必要となる経費もございますが、現時点において基本設計委託料及び実施設計委託料の合計2,839万8,000円が損失になると考えております。令和3年度の保育園建設の事業予算を執行できなかったこと及び保育園増築工事の執行済み経費に一部損失が生じてしまうこと、これまでの間、町民の皆様、議員の皆様、関係者の皆様に御心配、御不安、多大な御迷惑をお掛けしたことにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。

いずれも、その執行を最終的に判断し進めてまいりました、私、副町長、教育長に大きな責任があると考えております。ここで責任を取るため、私、副町長、教育長の給与を削減したいと考えており、特別職の給与の特例を定めさせていただくため、条例を制定させていただきます。

条例につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木 正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

教えてください。

2月8日に当局から資料を頂きました。そして今回、先ほど町長のお言葉にもありましたけれども、町長、副町長、教育長が減給されるということでありまして、結論から言うと私は反対であります。それには理由がございます、町が発注者であります。そして、㈱ワシツ設計さんにそういったなかで、町の規模ももちろん分かっていると思いますし、この

くらいの金額でということをお願いをされたわけでありますけれども、町の思いと違って意に叶った設計をしてくれなかったところが、いわゆる過大設計、それで今回のこのような結果になったのではないかと考えています。金額につきましては、先ほども説明いただきましたので私はいちいち言いません。私は素人でありますけれども、通常、調整率というのは、設計業者が中心になって考えるものではないかと考えております。そして、町が㈱ワシヅ設計さんから出された金額を勝手に何も考えないで町の財政を考えて減額をしたというのだったら、これはあり得ないことでありますけれども、決してそんなことはあり得ないと、私はそんなことはないと考えております。

資料を頂きましたなかで、不落の原因の分析のまとめという所で、(3)の共通費の比較による工事期間の検証という所がありますけれども、今回、不調になったのにも関わらず、それはもちろん設計の段階では共通費を出さなければいけないわけでありまして、この共通費というのは工事関係の従業員の給与とか福利厚生費とか現場の管理費とか、そういうものが全部入っているわけですよ。それにも関わらず、なんでここにきて、発注者である私たちの津南町が今回の不落について全責任を持たなければいけないのでしょうか。私は、この理由については全然分かりません。

そして、もしもその設定に対して、町が設計費を支払っていないとしたら、もちろんこういうことは生じてくるわけでありますけれど、きちんとして、向こう様から請求された金額を支払っているわけですよ。だから、これを読ませていただくと、考えれば考えるほど分かりません。この資料では全然分かりません。

そして、全て㈱ワシヅ設計さんが悪いというのではないですけれども、その責任は、本当に設計業者のほうが多くあるのではないかなと考えております。そうしたところの説明は、当事者の㈱ワシヅ設計さんからは、議会に対してもそういった資料も全然頂いておりません。当局とどういってお話合いがあったのか、全然分かりません。

ですから、私は今日、条例案に対して、できれば町のほうで取り下げてください、新しい保育園建設に対して、せつかく議会で作った委員会がありますので、町民と行政と共によりしっかりと時間を掛けて検討すべきではないかと考えております。

このやり方であれば、例えば、新保育園を建設に対して、また新たにそういった計画が出てきた場合、同じことを繰り返すのではないかと私は考えております。町は、発注者側ですよ。もっと強気で㈱ワシヅ設計さんにあたるべきだと私は思います。そのことにつきまして、当局のほうから分かるように説明をください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

設計業者とのやり取りにつきましては、これまで公の場で申し上げてきたとおりであります。公の場で明らかにさせていただいてきた、そのとおりであります。よく他の自治体では、設計書を受け取って、中身を精査して、入札に掛けるまでの間は何か月かありますので、そこで行政の当局の中で営繕の部門が単価を設定し直すという、そういったプロセスがあります。私ども、今回、そのようなプロセスをとることができなかったということ、

そのことについて、私どもとしてはそこに大きな原因があったと捉えております。これまで申し上げてきたとおりでありまして、あくまで単価設定や予定価格を設定したのは町であります。見積り・設計に関しては、見積りという裏付けがあって設計が積み上げられたものであります。そこでの精査が今回の課題であったものと捉えております。社会通念上、私どもが主導権を握っていた単価の設定や予定価格の設定に対して、今回、結果が出なかったということですので、あくまでも私、副町長、教育長の責任であるというふうに今回、検証をまとめさせていただいたところであります。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

今、町長からお話をいただきましたけれども、その資料に載っております。今回のことにつきましては、設計業者との間で何度も確認し合ったなかでこういう結果になった。予定価格は、これらの積上げと記載されている。それは分かりますけれど、調整率によって1億9,900万円は違いますよね。そして、共通費が入りまして、3億600万円というお話になっておりますけれども、言い返すようですが、今の町長のお言葉の中で、なんで発注者側の町が全責任を負わなければいけないのでしょうか。そのことをお答えいただかなかつたけれども、それは町長や副町長でもけっこうですし、総務課長でもけっこうですので、教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

全員協議会や保育園増築工事に関わる調査特別委員会でも説明したとおり、(株)ワシヅ設計の設計書の最終的な確認をして納品したのは町ということで、町の責任ということで判断させていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

1回目と2回目の入札は、そんなに大きな金額の差ではなかったのでありますけれども、2回目は若干安くなっておりますけれど不調に終わりました。新潟県全体にすると、これは絶対に通るといような（お話を(株)ワシヅ設計から）、町長ですか、副町長ですか、総務課長ですか、いただいておりますし、これに明記されておりますよね。だから、そこまできちんとした設計業者の(株)ワシヅ設計さんが入ったなかでこういう結果になったのですよ。繰り返すのですけれど、なんで私たち津南町が全責任を負わなければいけないのですか。おかしいじゃないですか。誰が考えたっておかしいですよ。町民の皆様方もそう思ってい

ますよ。どちらが悪いというのではなくて、こういう結果になってしまったのは致し方ないこと、それは分かります。非常に分かりますけれど、そういった話に㈱ワシヅ設計さんが全然出てこないじゃないですか。私ども議会に本当に落ちるように分かるように教えてください。本当のところを。いかがですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

これまで申し上げてきたことが全てであります。いわゆる私どもが発注者として未熟な体制であったということであると思います。先ほども申し上げましたとおり、設計書を受け取って、通常の営繕部門があるならば、しっかりとチェックをして、入札までの間に価格を調整することができるわけですが、私どもは今回、そのような体制をとることができなかったということであります。全て町がということですが、あくまでも発注者は町でありまして、今回の責任も全て私にあると考えておりますので、その点のところをぜひ議員からも御理解いただきたいと思ひますし、これまでの議論の中で私に対する責めと申しますか、責任という声、そうした声を受け止めるなかで、このたびの全ての責任を取らせていただきたいというところがございます。議員のおっしゃる気持ちも分かりますが、社会通念上は、そういったことは通用しないということでは思っております。全て私どもが発注者として未熟であったと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

これまで町と町が出した国土交通省の調査の答えというのは聞いているのですが、そのなかで、今、問題になっている㈱ワシヅ設計さんと町との交渉の関係というのは、相手があることですので、町だけから聞くのではなくて、やはり㈱ワシヅ設計さんからもきちんと聴き取りをするべきだと私は思います。その辺が曖昧になっているがゆえに、まだ納得しきれないものが私の中にもあります。それですので、特別委員会があるわけですので、特別委員会において㈱ワシヅ設計さんから早急に聴き取りをしていただいて、町がおっしゃるとおり㈱ワシヅ設計さんがこの金額で2回目の入札に掛けて良いと言ったとか、そういうことについて㈱ワシヅ設計さんに確認していただいて、その後にこの条例の採択を期待したいと思ひます。

議長（恩田 稔）

10番、栗原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

町長がこの条例改正を出してきて、早く終止符を打ちたいと、真相究明もしないで、とにかく終わらせたいという気持ちが伝わってきます。

質疑なのですが、今、小木曾議員もおっしゃいましたけれど、やっぱり疑う所は、しっかり町のほうから確認をすべきだと思うのですが、設計事業者提言の真偽は証明できないというふうなことが回答にありました。もう一度聞きますけれど、2回目も不落になった、その(株)ワシツ設計がそう断言した結果、こういうふうに2回も不落になったわけです。ですので、(株)ワシツ設計にそういう断言した根拠、結果ではなくて、断言をしたその根拠を聴き取りして、しっかり真相を究明すべきだと思います。なぜ(株)ワシツ設計に聞かないのですか。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

入札というのは談合ではないですから、終わってみて落札されてみないと、どこが落とすか分からないわけですよ。そこをまず前提として御説明申し上げますが、設計業者からは「範囲を広げることで落札の可能性が高まります。」というような説明がありました。「落ちると思います。」という、そういう説明はありました。何度も申しますが、談合ではありませんので、設計業者も何か根拠があって言ったわけではないです。ただ、根拠があるとすれば、設計業者のこれまでの経験上、「こういった事例は範囲を広げると落札の可能性が高まるのですけどね。」という、そういった根拠という意味では説明はありました。根拠らしい根拠というと、そういったこれまでの設計業者が携わった経験というところから来ているものと考えております。

議長 (恩田 稔)

10 番、栗原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

入札が不落になって、その後、(株)ワシツ設計と直接お話をして、その断言をした、「入札範囲を広げれば、必ず落とす所がある。」と言ったことについて、確認をしたり、お聞きしなかったのですか。「その真偽が証明できない。」と町長は言っているわけですよ。だから、その真偽を聞くことで真相究明ができるのではないですか。(株)ワシツ設計に聞かないで処分だけ早く出して、蓋をしようということが見えてきます。その辺、どうですか。(株)ワシツ設計をしっかりと呼んで、真意を問うべきではないですか。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長（桑原 悠）

栗原洋子議員の言う「しんぎ」ということの認識が私どもの言っている「しんぎ」とちよつとずれているから、そういった認識になるのですけれども、入札というのは、掛けて落札されたというとなつて成立するわけだから、その設計業者の言っていたことは合っていたねということになるわけなのですけれども、今回、入札に3回掛けて不落だったということでしたので、設計業者が言っていたことの証明がそこではできなかつたという意味で、私どもは特別委員会の質問書については答えさせていただいています。「それは、どういう根拠だったんだ。」と言われましても、これまでの設計業者の御経験から来る御助言ですとか、それ以外考えられないのですけれども、あるいは本当に証明しろと言われて、資材まで抑えていて業者まで決まっていたのかということになりますので、そういうことは私どもは聞いておりませんので、これまでの御経験のなかで、入札範囲を広げると落札の可能性が高まるという御助言があつたということで申し上げております。

議長（恩田 稔）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

㈱ワシヅ設計と何回も何回も最終的に調整をしながら進めてきたのだと思います。2回目の入札に掛かる時に、㈱ワシヅ設計がこういうふうなことを断言した。それというのは、町長にそういうふうにおっしゃったのですか。それとも、三役の方におっしゃったのですか。教育委員会におっしゃったのですか。そこの言った環境というか、場所ですね。どういう状況のときにそれを言ったのか。それを一つお聞きしたいと思います。

㈱ワシヅ設計と最終調整をして、7億9,000万円で落札できると言つたわけですよ、㈱ワシヅ設計は。それを町は信用して、そのまま出してきたということですよ。ですから、これはやっぱり調べれば調べるほど、考えれば考えるほど疑惑というか、疑うところが出てきます。ですから、私たちの特別委員会も聴き取りをやろうという方向で今言つていますので、徹底的に真相究明をして、その結果、最終的に町長が責任を取る。今、責任を取る必要はないです。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

私も聞いておりますし、教育長も聞いております。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

今、副町長が申しましたように、私も当時、再度の入札に当たる時に設計業者から聞いておりますし、「本当に大丈夫ですね。」ということも確認させていただいた記憶がございます。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

聞きたいと思っていた財源内訳がそこに出ました。令和 2 年度事業については過疎債が 5,800 万円、令和 3 年度が 4,500 万円、今までの一般財源が 2,500 万円、それが出ました。そのことについてお伺いします。令和 2 年度、令和 3 年度の過疎債について、これは今回、不落になったということで、現在活用中の経費と無効になる経費、今後検討が必要になる経費、それぞれあるわけですけれども、過疎債がそれだけ使われた。今回、この過疎債が不落によってどのような措置を町はされたのか。あるいは、されるのか。町の予測していることを教えていただきたいと思います。

その処理について、一般財源が使われるというようなことになりましたと、一般財源というのは町民も一部負担しながら、町民の生活と福祉、町民の幸せのために使われるべきものでございますので、そういったところで、今後、その処理のために一般財源が使われるのかどうか、その点の予測なり、今までどうなっていたかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、今言いましたように、住民が一部納付する一般財源、本来ならば住民の幸せのために使われるものなのですけれども、無効となる経費の処理に用いられるとすれば、本来使われるべきことに使われないということについての町長の見解をお伺いしたいと思います。もし、起債の処理のめどがまだ立たないということだとすれば、今回のこの提案は少し拙速だったのではないかと思うのですけれども、その点についても町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、3 点、お願いします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前段の 1 点目、過疎債の件でございます。これについて今、県の市町村課と協議中でございます。まだ結果が出ておりません。考えられるとすれば、繰上償還という措置が考えられます。ただ、これも起債の借りた全額を返すのか、例えば使われなくなったと言われている実施設計にも起債が入っていますので、ここの部分だけで良いのかというのは、これから借り元である新潟財務事務所との協議も必要になってきますので、まだ協議中ということでございまして、これからどうなるか不明でございます。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

一般財源というところの損失額を出したことの認識でございます。先ほど申し上げましたとおり、町民の皆様、議員の皆様、多大なる御迷惑をお掛けしたということに対してお詫びを申し上げる次第でございます。そのことに尽きると思っております。

今後の責任といたしましては、こういったこと、責任をしっかりと取らせていただくこと。また、全く解決されておらない子育て環境整備をこれからどのようにしていったら良いか議論すべき必要があると思っておりますので、そこにおいて責任を果たすことだと感じております。

また、これまでの議案の出すタイミングということですが、これまで、こちらの場で申し上げてきましたし、時期についても「3月議会までに」というお話を申し上げるなかで、かつ、これが一昨年の事業でありまして、この間、事業がこの先どのようになるかわからないなかで検証結果を進め、これからの議論をどのようにしていくかとする環境を整えさせていただく必要があると考えまして町政を進めてまいりました。保育園増築工事に関わる調査特別委員会からの質問につきましては、文書にてお答えさせていただき、また、様々な折に正副議長について、特別委員長を兼ねておる副議長にも御説明を申し上げまして、御理解をいただきながら、積上げて調整してきたものであります。これまでの経過については、私どもから出せる情報はお話をさせていただいてまいりました。これをもって、不落の検証という結果が国土交通省の力を借りるなかで出てまいりましたので、不落の責任ということにつきましては、この場で取らせていただきたいと考え、今日に至ったものであります。

議長（恩田 稔）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

今、町長が不落の原因について、今までいろいろあったわけですがけれども、それについて今回、責任を取らせていただくというようなことを最後におっしゃいましたけれども、一つは無効になった経費もあるので、それも含めて私は責任ということで考えていただきたいと思います。今、執行された経費の中で過疎債が使われて、それがどのように。調整中なのでしょうけれども、そこに町民の皆様方のために使われるべきものが（充てられる）。今後、どのようになっていくかという予想のなかで、それも含めた、本来使われるべきものに使えなかったということをやっぱり検証はする必要があると思います。今後、その処理のなかでだめになって、例えば今回の過疎債の該当ができないとなった場合、当然、一般財源で穴埋めするということになると思うのですが、その点は、私の見解というのは違っているのでしょうか。そういったことになったときに、本来の（目的のために）使えなかったということについても、まだまだ（本来の目的のために使えない）一般財源が結局は

増えていくということになるわけですので、そういったところの見解というのはどういふふうに。今後の予想も含めて、どのように考えているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

先ほど副町長が申し上げましたとおり、今後、国や県のほうと相談しながら、交付税措置、また、起債については明らかになっていくものと思っております。仮に、起債を起こせない、全額償還だ、交付税が充てられないということになりました折は、またそれについて御説明申し上げて、責任ということを議員の皆様が御指摘でありますれば、しっかりと責任を取らせていただきます。昨年、議会でも申し上げましたとおり、損害賠償的な責任ということであれば、しっかりと取らせていただく用意はあるというふうに申し上げました。議員の皆様がそういった見解でまとまるということであれば、それも致し方ない、責任を取らせていただくということでございます。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

今、お話は分かりましたけれども、結局は、そういったものがしっかりしないと、最終的な今回出された提案されたものが我々住民としては妥当なのかどうかというような理解をするに、結局は、そういったものが分からないということになると、提案の出し方についても私は拙速だったという感じがしております。

そして、今後、どうなるか分からない過疎債について。私どもは実際、一般財源の中についても直接納付しているのは十四、五%くらいしかないわけで、損害賠償というところまで私はまだ考えが及びませんが、そういったことがやっぱりしっかりとした結論が出てからということは一つ言えると私は思います。

それから、この財源の中で起債が該当になれば、後ほど交付税で7割程度の交付税措置がなされるわけですが、それがどうなるか分からない。一般財源で繰上償還することになるのだと、例えば全額ということになると、これはさっきも言いましたように、町民にとっては、やはり大きなサービスの低下ということに結果的にはつながってくるのではないかと思います。そうしたことがこれから起きてくるのではないかと私は思います。今、町長は明言されましたけれども、私は損害賠償とは言いませんが、そうしたことが起きてくるということになれば、また新たに考えるということでも理解してよろしいわけですね。もう一度、最後の質疑をさせていただきます。お願いします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

このたび、その交付税が充てられるか、繰上償還一括になるかどうかということ自体、まだ結論は出ていないわけですが、それは今後の子育て環境整備の方向性にも大きく関わってまいります。これが生かされない面もあります。1回入札をかけましたので、実績としては設計費に関してはここに残っているわけです。その他の経費は、生かされるかどうかということについても評価の一面となる可能性もあると思っておりますので、今後の園整備がどうなるかによって、そのことが決まってくる。ですので、それが決まるまではという話になると、いつまでも額が確定してこないという面があるかもしれません。ですので、現時点で分かっていることとしては、今日、お示しした状況であるということであり、私どもとしては、これまでの執行済みの経費のうち、活用中の経費もあります。この説明もします。経費を執行して損失となったもの、これについては、しっかりと入札まで行っているということも説明をさせていただきます。今後の執行済みの経費のうち、検討が必要となる経費、活用が考えられる経費、これについても今後の議論によるところが大きいという話もさせていただきますし、実際に今後の議論によるところが大きいわけですので、額としては、いつ頃固まってくるか分からない面もあります。ですので、その全ての額が固まるというのは、今の時点ではいつになるかというのが申し上げられないところでもあります。今回、特別委員会の検証は、不落の要因ということに関してでありまして、議員の皆様が御指摘のこれまでの責任ということについては、「不落だった。それによって経費に損失が生じている。事業が執行できなかったことの責任を取れ。」ということでございます。現時点での実行できなかったことの責任を取れという御指摘ですので、様々なことを明らかにしながら、今日に至っているものと思っております。

議長（恩田 稔）

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

話はよく分かりましたが、今、町長は重大な発言をされましたよ。今の滝沢議員と関連で言いますけれども、滝沢議員は過疎債について、今、副町長からも一括償還というような話がありましたけれども、そうなった場合は一般財源から補填しなければならないというのが一般的でしょうと言っているのです。まだ分からない（と言うけれど）、実際にそれを借りて事業をやる、進むことが前提で借りたわけですよ。でも、それがだめになってしまった。一般的には返さなくてはいけませんよ。そのことについて、町長は「また後で、その責任は取ります。」と言ったのですよ。今の最後の説明の中で「不落による責任は、今回、こういうかたちで取ります。」と、私はそれでけっこうだと思います。ただ、滝沢議員に2回目に答弁したことについて、「そのことが起きた場合は、そのときにまた責任を取ります。」と言ったのですけれども、それで間違いはないですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

それについて相談してきておりますが、それについてまた責任をとということ声が出てきましたら、議員おっしゃるとおり、そのようにさせていただきたい、責任を取らせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

今、ちょっとニュアンスが違ったのですけれども、「責任を取ります。」と。議員のほうから出たらではなくて、「そうなった場合は責任を取ります。」と言ったのですよ。もう 1 回、答弁してください。言葉が命なのですよ。

—（※正しくは、「責任ということを経験の皆様が御指摘でありますれば、しっかりと責任を取らせていただきます。昨年、議会でも申し上げましたとおり、損害賠償的な責任ということであれば、しっかりと取らせていただく用意はあるというふうに申し上げました。議員の皆様がそういった見解でまとまるということであれば、それも致し方ない、責任を取らせていただくということでございます。」と発言している。）—

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員おっしゃったとおり、そのようにさせていただきたいと思います。そうします。

議長（恩田 稔）

6 番、江村大輔議員。

（6 番）江村大輔

3 点、質疑させていただきます。

1 点目ですけれども、子どもたちの育ちというのは日々成長しているなか、今回、この国土交通省の検証で、実際前にも進めない。本来であれば、令和 5 年秋には開園する予定で、今そのとき、もし本来の開園だってあれば、このときにも子どもたち、保護者はわくわくしていたのだと思います。そうやって、子どもたちの育ちを考えたときに、この検証をした 1 年間というのが必要だったと考えているのかを一つお聞かせください。

2 点目ですが、1 回目の不落から 2 回目の入札前にかけて、設計業者が調整率について調整したという経過があるのかということをお聞かせください。もし、調整率の調整が設計業者から 2 回目の入札前にあったのなら、その事実は、町長、副町長、教育長、教育次長は、どのように認識していたのかということをお聞かせください。

3点目ですが、先ほど、最初の町長のお話にもありましたが、既存の体制のままに進めてしまったというような言い方があったのですけれども、既存体制が悪かったというふうに聞こえて、私は悪くなかったかのように私は捉えてしまいまして、本当に既存体制が悪かったのか。今まで既存体制のままで、このような大きい事業が毎回毎回不落だったのかと言ったら、きっとそんなことはなかったと思うので、既存体制が本当に悪かったというところがどういったところで悪かったのか。

というのを3点、お聞かせください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今回の検証の意味ですけれども、特別委員会の前回の2月8日でも申し上げておりますとおり、私どもの一連のこの入札について、いったい何があったのか事実を明らかにする必要があるということ。また、それについて、改善をするにはどうしたら良いか。そうしたことを明らかにするために検証をという方法をとらせていただきました。検証するに当たっては、自前で検証できないと判断しましたので、数字的な面で、その時々の時勢価格でどうだったのかということの検証も必要だと思いましたので、専門の手を借りる必要があると感じ、国の事業を申請させていただいた次第であります。明らかになったことごとについて、どのような改善をすれば、次はこうならないのかということも明らかになってきておりますので、私どもとしては、検証の意義があったと思っております。

また、二つ目、1回目から2回目の調整率の調整があったかということについてですが、全体としては、それぞれの項目について調整率の調整があったというふうに認識しております。この相談についても、町と設計業者のほうで相談をして決めさせていただいて決定したものであります。

また、既存体制ということについてであります。これまで施設の改修や保育園の11億4,000万円規模以下の建築事業については、これまで私も町政に携わりましたなかでの実績があるものと思っておりますが、このたびの保育園の建築は、保育園という特性上、特殊な建築でありましたので、これまでの体制では規模も予算額も大きななかで、やはり専門性を高めていく必要があったというふうに振り返って思っております。体制的にも、先ほど来から申し上げておりますとおり、それを設計業者から受けて、入札日までの間、検証するような営繕的な体制が町独自でとることができなかったというところに、このたびの大きな原因があるというふうに感じておりますので、やはり規模、予算の大きな事業である以上、専門的な知見が欠かせなかったものと振り返っております。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

(6番) 江村大輔

1点目の話になりますけれども、私たちの要因でというので1年間、検証して結果があったといえども、私からすると、子どもたちはその1年で成長していると。もう少し子どもとか保護者、保育士のことを考えて進めてほしいと。やっぱりこの議論の中に子どもたちがいなくなってしまうというのは、本当にこの津南町に子どもがいなくなってしまうのではないかという危機感すら私は覚えております。

また、次、どのような改善をしたら良いのかというのが明らかになってきたということですが、では、その改善、どのような体制の改善をするのかをお聞かせください。

二つ目のほうですけれども、調整率の調整があったとして、認識していたのであれば、基本的には職員のチェック体制ではなくて、判断も町長がしているのであれば、やはり町長だったのではないかなというふうに今の答弁から感じます。

三つ目の既存の体制についても、既存体制から変わったのは、やはりトップは行政というのは所々で変わっていくわけで、でも、行政は変わっていないわけです。変わったのは町長というところになってくると、やはり今までの調整率等の認識も含めての判断は全て町長だったのではないかなと思っております。それについてもお答えください。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

検証してどのようなことが得られたかの前の、子どもたちにとってのことです。議員のお気持ちと一緒にありますけれども、このたびの不落を受けまして、「いったいどのようなことがあったのか明らかに。」という声も非常に大きかったものですから、行政として、このたび、それを明らかにするために検証の時間を頂きました。子どもたちの子育て環境をという気持ちは、私も並々ならぬものがございます。

また、検証の結果、どのような改善策をとということですが、以前、総務課長のほうから御説明申し上げておりますとおり、設計業者、町、もう一つ、コンストラクションマネジメントの事業者、設計が適正かどうかコスト管理意識を見られる第三者を入れるということが一つ。また、設計業者の選定に当たっても、そもそものその前の段階に当たっても、専門的な知見、仕様書の作成も含めて、そういった知見が必要であったということも分かりましたし、スケジュール的なことももう少し余裕を持って組まなければいけないということも明らかになってまいりました。そうしたことの改善策が見えてきたわけです。

また、以前より申し上げておりますとおり、私の責任であると思っております。最終的に判断したのは私ですので、それについては、これまで申し上げてきましたとおりであります。

議長 (恩田 稔)

6番、江村大輔議員。

(6番) 江村大輔

今、チェック体制の話聞きまして、今のことをしっかりと実行すれば、同じような過ちはもうないということの確認をさせてください。もう同じような過ちは今後ないのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

しっかりした改善策が出てまいりましたので、このたびはこういったことを踏まえて、次、同じようなことは起こらない、起こさないというふうな強い決意を持っております。

議長 (恩田 稔)

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

「全て私の責任です。責任はしっかり取らせていただきます。二度とこのような轍は踏まない。」という町長のその言葉、大変責任意識を持って潔くという受け方もできます。一方では、ずっとこの間、不落以降の2年前後、のらりくらりとした回答で、しっかりと資料もきちんと出さない、国土交通省の検証という言葉でのらりくらりと時間を引きずってきて、ここに来てばたばたと臨時全員協議会・臨時議会でやろう、ここでもう蓋をして保育園のことにはこれで決まりをつけたのだというふうにしようとも受け取れています。そういったことに私たちも流されないようにしなければならないと思っております。

そういったなかで、今回の条例改正はなぜというところなのですが、損失額を生じさせたということと工事を執行できなかった、それから、住民を混乱させたことというふうに伺いました。まず、この損失額を生じさせたこと、これは損失額が仮に100万円であっても1億円であっても額は関係ないのだ、損失額を生じさせたから、今回のこの条例の改正をするのだという意味で受け取ればいいのでしょうか。

それから、住民を混乱させたことについては、再三、この不落によっていろいろ住民に心配をかけ混乱させたということで、この住民を混乱させたことというのは、ここに至るまでの反対運動等々あったなかで進めてきた、それらも含めてという意味なのか、不落の結果、いろいろと心配をかけて混乱させたという意味なのか、その辺りが的確に受け取れなかったものですから、そのことについて伺わせてください。

それから、もう一つです。今回の原因分析をして、発注者体制が組めなかったということ再三、今ほど江村議員の質疑の中でも言われていました。発注者体制が組めなかった、もっともそうだったのだろうとは思いますが。しかし、津南町だって、この体制のなかで美雪町の町営住宅、大船団地の町営住宅、あるいはいろいろ大きなものをやってきているわけですから。それにしっかりと耐えうるスタッフもいたわけですから。それで不足の部分は、やはり今までだって外部の力を借りたこともあったかもしれません。そういったかたちで、津南町にもしっかりとした非常に優秀な職員が揃っています。今ほど、町長が「保育園とい

うような特殊な」というような表現をしましたが、それは設計士の腕、設計士によるのではないですか。設計士が保育園という特殊な建物をどう設計していくのかであって、それを建築についてチェックするのは当局職員であると思うし、今までもやってきたと思っています。今回もいろいろ一般質問等々の中での答弁をいただいたなかで、こういった小規模自治体がそういった完全な体制を組めないなかで、支援する機関があるということを申し上げてもきましたし、町長から「当然それは就任当初から私は知っていました。そこにも相談しました。」という答弁をいただいております。「様々な方々のアドバイスもいただきました。」と。それならば、発注者体制が原因と言えるところは何なのかなと。

その2点、教えてください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

一部損失ということについて、100万円も1億円も一緒と捉えているのかということにつきましては、捉えておりません。

二つ目、混乱の意味ということについてであります。町政におきまして、様々な御指摘をいただくことは重要なことと思っております。そのなかで、特定の声に限らず、町全体にとってより大きな公益とは何かという視点で判断をするというふうに私は心掛けてまいりました。その過程で、このたびの反省点を感じますのは、様々な意見があったなかですし、町の子育て環境にとって、少子化対策にとって、非常に重要な時期であったなかでの決断でありましたので、強く見える場面もあったかと思ひまして、反省をしております。伝え方については、反省すべき点があったと思っております。もっと伝える方法があったと思っております。

発注者体制であります。先ほど申し上げましたとおり、これほどの規模、予算額の事業をやるということは、津南町にとっては久方ぶりでありました。そのようななかでの、私の認識が不足していたというふうに思っております。この間の1回目から2回目の相談ということについてですが、これまで申し上げてきたとおりであります。設計書を全て見せての相談はしておりませんし、それをすることはできません。状況については、つぶさにお伝えいたしましたなかで、こういう状況なのだけど、という相談はいたしました。様々な相談をいただくなかで、このたびの決定に至ったわけでありますけれども、振り返ってみますと、もう少し様々な知見、御経験をお持ちの皆様のお意見を伺う、そういった姿勢が足りなかったというふうに思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

損失額を生じさせた。これは、「100万円も1億円も同じだとは思っていない。」と今お答えいただいたと思います。そうしましたら、まだ今後、検討しなければならない経費もあ

ったり、あるいは特別委員会の結論もまだ出ていないというなかで、非常に拙速な時期、時期尚早ではないか。先ほど申し上げましたように、のらりくらりときて、ここに来てばたばたと片付けてしまおうというふうを受け取らざるを得ないという部分も感じます。

住民を混乱させたことというのが私がどう受け取ればいいのか分からなかったのも、もう1回質疑します。極端な話、保育園建設の是非をずっとやってきた、そのことも含めてなのか、不落によって執行できなかったことにより住民を混乱させたことへの責任なのか、そこのところを明確に教えてください。

それから、このような大きな工事は津南町では久方ぶりだということですが、そうちょこちょこあってもらっては困ることではあるのですけれど、久しぶり。私も素人なものですから、よく分からないのですけれど、設計屋から上がってきたもののチェック体制がなかったということですが、それはもう再三やり取りしているなかで、この地域に北陸地方整備局というものがあって、県内の一つ一つの設計単価、そういったものは物価本というものがあって、コンピュータでもソフトがきちんとあって、それでやればまずはお出。そのくらいのことは、津南町の職員は十分できる能力はあると思います。先ほど申し上げましたように、保育園だから特別というのは設計屋のセンス・技術でしかないと思います。そういったところで、そこを今後、どう改善していくのか。もちろん外部の力を借りるということですが。今回も全ては見せていないけれど、外部のアドバイスはいただいたということなのですが、例えば、一級建築士を常駐させるなんていうことはできるわけではない。できるわけではないのかどうか分かりませんが、財政にも相当な負担を掛けるわけですから。そのための支援機関があるわけですが、これからその体制をどう見直してどう作り上げていくのか、それが本当に原因で、それが最たる反省の基なのかという辺りが私には理解ができないのです。もう一度、そこの部分をどういうふうにも今後やっていくのか、お答えください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

混乱の意味ということですが、不落の件で混乱という話は今ほども申し上げていないのですが、町民の皆様にも多大な御迷惑をかけた、御不安、御心配をかけたとお申し上げました。不落について、このたび御説明申し上げているわけでありますので、そのように申し上げました。ただ、先ほど1回目の質疑でも申し上げましたとおり、町政全般において様々な御意見、御指摘をいただくことは、より良い町政にとっては必要であります。時に反対という意見もありますが、もちろんそういった声をお聞きするということが重要かと思っております。賛成・反対どちら、何も反対が出ないということのほうが民主主義にとっては不健全だと思っております。様々な意見をいただくことは重要です。その上で、町にとって大変重要な子育て環境整備の重要なタイミングで決断をせざるを得ない場面がありました。このことについて、私が強く見える場面があったかと思っております。それについては、真摯に反省をしているとともに、もっと伝える方法ができたのではないかとこのふうにも思っております。

また、設計ですけれども、議員が御指摘するようなコンピュータでの設計ではありません。このたび、見積りを積み上げての設計となりましたし、あの外観を見てもお分かりになれるようにデザインも工夫したものになっております。建築は、単にコンピュータで出して積み上げるというのではなく、土木とはちょっと違った性格がありますので、このたびは見積りによる設計の積上げだったということでもあります。

今後の改善策ですけれども、先ほどから申し上げますとおり、まず、設計業者の適正な選定です。それに当たっては、町職員だけでなく、専門的な知見を取り入れたなかでの設計業者の選定が必要であるというふうに思っておりますし、設計価格の設定もあまり低すぎるといけないというふうにも思っております。また、その設計が進むプロセスのなかで、町、設計業者の間に入って、コスト管理が適正かどうかを見る視点。先ほど、コンストラクションマネジメントと申しましたが、そういった視点がやはり欠かせない、必要になってくるというふうに思っております。そうしたことが改善策であると思っております。これらの改善を重ねることによって、より良い入札のかたちができるものと考えております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

まず、今回の条例改正の根拠に住民を混乱させた、これは全て3点、入札が不落に終わったことに起因する今回の条例改正というふうに受け取ります。入札が不落に終わったこと、イコール予定価格と応札価格の開きが大きすぎたこと、予定価格の設定が低すぎたこと、予定価格を設定する権限は町長にしかありません。なぜ教育長がここに入るのか。そのことについて、もう一度、教えてください。

それから、私はこの間、ずっと言ってきたことですが、品確法に触れている、触れていない、それぞれの見解があると思います。実際、どういう状態だと触れているのか、触れていないのかという線引きも私も調べるのですけれども、しっかり明確に分からないのが正直今のところですが、でも、少なくとも津南町は、これほど品確法に触れるような、通常あり得ないような入札をする自治体だということは世間に広がったわけです。まして、設計業者も(株)ワシツ設計はそういうことをするんだという、そういう設計屋だという話も世間に広まったわけです。このことについて、どのように責任を感じているのか。そのことについて、教えてください。

以上です。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

今回の責任についての部分で、私がどうして入るかということでございますけれども、私も当然、この入札に当たっては、町長、副町長、教育委員会 ―（石田議員「教育長は分

かります。本人ですから。」の声あり。) — 関わってまいりましたし、先ほど江村議員から「子どもの育ちをどうか。」というところのなかで、私どもとしては、なんとか設計に基づいたものを造りたい、それが子どもたちのため、職員のため、町民のためになるという思いのなかで、それができるのであれば、その範囲の中でこう判断をしていくことが適切だということも私も申し上げてきたなかでの結論でございますので、そういったことが原因であるとなれば、当然責任があるものだと思っております。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

価格のということでございます。品確法については、これまで申し上げてきたとおりであります。また、「低い価格を設定する町なのか。」と言われていることに対する対策ですけれども、現状を明らかにして対策を訴えていく、このことによるのみしか、それについてのお答えはできないものと思っております。改善策を今ほど申し上げてきましたので、これをしっかりとやっていくということでもあります。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

各議員、いろいろ難しいことを質疑しておりますが、私のほうから簡単な質疑ではございますが、お聞きいたします。

まず、一つは設計事務所さん。入札1回目不落になりまして、2回目の入札を掛ける、それに対して設計事務所さんが「範囲を広げれば、落札する業者が出るのではないか。」と。それを町長はじめ町は信用した。鵜呑みにして、2回目の入札を掛けたということのようですが、実際に2回目の入札を掛けても、落札する業者どころか入札に参加する企業体、JV業者さんがいなかったのではないですか。町内の企業体1社と聞いていますが、その辺はどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

様々な考えがあつての事業者の判断だったというふうに思っております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

(4番) 関谷一男

そうなりますと、先ほど議員からもありましたが、広げれば落札できる根拠、あるいはなんで広げれば落札できるというのに、入札に参加する業者さんもいなかった、これはどういうことかとお聞きするのも、やはり町長、あるいは町の責任ではないかと思うのです。ただ賠償だけではなくて、そういうところも責任があるのではないかと思うのですが、そこは全く考えておりませんか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

ほかの自治体の事例もございまして、いわゆる地域単位の業者の範囲を広げて、北陸のほうまで広げると、実際に当初は相当の予定価格との差があった物件についても落札しているという事案もございましたし、そういうところも加味したなかで入札参加条件の範囲を広げて第2回目を執行したわけですが、その応札に応じたのが町内一つのJVだったということで、ほかの業者について、「どうして入札に参加できなかったのですか。」なんて、そういうことは聞いていないのですけれども、そこまではしていないですし、することが果たして妥当なのかというところもございまして。

議長 (恩田 稔)

4番、関谷一男議員。

(4番) 関谷一男

この設計事務所さんも結構大きい事務所のように、この津南町だけでなく、他市町村のいろいろな設計もされておられるのだと思います。その方が「範囲を広げれば落札する業者さんがいるんじゃないか。」とお話する。私は素人で真意は分かりませんが、これは多分、各市町村と津南町と条件がかなり違っていると思うのです。それを一緒にしてしまって、広げれば落札する業者さんがいるのではないかというような話をされたのではないかなど。これは素人の私の考えですから根拠はないのですけれど、そう思います。では、津南町にメリットがあれば、甘みがあれば、例えばこの保育園入札が赤字であっても、損をして得を取るという甘み・メリットがあれば、設計業者さんがおっしゃったとおり、これを受けた業者さんはいたかもしれない。その甘味とかメリットというのは何かというところ、この保育園を建設した後に、町立津南病院を35億円、40億円で建設する事業があるというのを分かっているならば、受けてくれる業者さんはいたかもしれない。でも、そういう損をして得を取ることには全くない。損をしてなんでもないのであれば、入札を掛けても参加してくださる業者さんというのはいないのではないかなど素人ながら思うのですが、そこらは2回目の入札に入る前に考えたことはありますか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長（根津和博）

前段の質疑で、津南町のことをよく知らなかったという話なのですけれども、㈱ワシヅ設計さんにおかれましては、町内の事業も手掛けたことが実際にあります。当然、長岡市の設計事務所ですので、こういう雪国のことはよく御存じなのではないかと考えております。

後段の質疑でございますけれども、それぞれの管内の事業者がどう考えているかについては、私どもからはお答えすることはできません。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

条例案に反対の立場で討論いたします。

8日の全員協議会の後、様々な意見や怒りの声が届きました。ある住民から「二度の入札不落で大きな損失を出し、町の信頼を失墜させた。この程度の減給で幕引きを図ろうとすることがあってはならない。」と厳しい声がありました。町のほうに資料を求めても、やれ入札中だ、国土交通省の検証中だと言い、特別委員会をも軽視してきました。設計業者㈱ワシヅ設計からの最終見積りや設計図も一切資料が提出されていません。私がずっと指摘してきた部分、今、関谷議員もおっしゃいましたけれど、この追及にも「全て私の責任です。」と、その一言で終止符を打とうとする。町が聞けないのであれば、やはり調査委員会ですっきり真相究明をする必要があると思います。明らかにしていかなければなりません。真相が解明されずに、町長は責任など取れません。町は「新たに基本設計をやり直し、増築計画を進める。」と、また議会や町民も無視した発言に全く反省の色は見えません。議会の役割は、真相を明らかにしていく責任があると私は今痛感しています。

よって、今回の拙速な条例改正には反対の討論といたします。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

当局の原案に賛成討論を述べます。

国土交通省の検証を受け、二度の不落の要因は当局にあると認め、この場でも何度も謝罪をされてきました。確かに、庁舎内の積算工事金額のチェック体制が不十分であったこ

と、最終的には判断した町長に責任があることは事実であります。設計単価を設定する段階において、予算上限があるなか厳しい調整率になってしまったが、設計業者から「入札の範囲を広げれば、落札の可能性がある。」等の助言をいただいたことも二度目の入札に踏み切ったものとみられます。私は、設計業者にも何らかの責任があるとは推測しますが、二度目の入札は、地元業者を含め県内 JV としましたが、結果的には地元業者による JV 1 社のみの参加にとどまったことから、入札範囲の拡大につながらず、設計業者提言の真意が残念ながら証明できておりません。いずれにしましても、基本設計料、実施設計料の 2,800 万円は無効になった経費であります。そのほかに、執行済の経費がありますが、地質調査、業務委託料、伐採工事、伐根工事、さく井工事等の工事は終わっておりますけれども、今後、保育園を同じ場所に建設するのであれば無駄な経費にはならないと思います。ただ、地中熱の関係の環境省補助金の申請費、試験発掘費等に関しては、今後、再申請するかしないか等で損失が出る可能性もあります。今回は、それらを全て加味した上での、町に過大な損害を与えたことに対する責任として、三役の給与の減額を申し出てきましたので、私はこの条例の制定に賛成いたします。

ひまわり保育園増築棟建設がストップして一番悲しんでいるのは、若い子育て世代の保護者の皆さん、そして、子どもたちです。子どもたちには何の責任もありません。ここで立ち止まらないで、一日でも早く子どもたちのために前に進んでいっていただきたいと思います。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

原案に反対の立場で討論いたします。

「議会承認を得て事業が執行できなかったこと、この原因分析を発注者チェック体制がなかった。今後、方策をしっかりと立てて二度とこの轍を踏まないような心構えでいく。」という町長の答弁がありました。しかし、先ほど質疑の中でも繰り返しましたが、小規模自治体がやはりこのような体制はなかなか難しいということから、それらを補完する支援機関もある。そして、町長は、その支援機関というものも十分認識をしていたということです。「二度目の入札に備えて、いろいろな方からのアドバイスをいただいた。その支援機関にもアドバイスをいただいた。しかし、そのアドバイスが皆さん「価格がとてもこの価格では難しいよ。」というアドバイスだったから、私はそのアドバイスを無視して自分で落とさなければならないという気持ちのなかで落としました。」という一般質問等々のやり取りの中で、そう答弁されました。これは、チェック体制がない、発注者体制がないという以前の問題ではないでしょうか。町長がアドバイスを求めてアドバイスをしても、それを無視して強引に自分の、どれだけ知識が豊富なのか私は分かりませんが、自分の考えだけで進めた。全てそれが原因であると思います。二度とこういう轍を踏まないということであれば、その原因をしっかりと認めて、それに対して反省をし、前に進んでいかなければ、津南町はま

た同じ失敗を繰り返すのではないかという疑念が非常に消えません。そういったなかで、今ほどの条例案、これに関しては、全て入札が不落になったことに起因する条例だということでした。そうしましたら、教育長は、入札には何も関わる権利はありません。入札という事例には、当然、何も関わっていないはずです。ならば、教育長は、この責任を課することはらないのではないかという意見が前回の全員協議会でもありました。今回も、そんな意見もありました。しかし、教育長御自身は、「そんなことは私のことですから。」と申しますけれども、町長からは、そのことに関してなんの答弁もいただけません。このように、周りからそのように意見を言っても、いまだ受け付けるという気持ちがないというふうに私は感じます。十分にこのことは町長御自身が反省をしていただかなければ、津南町は同じ失敗をまだまだ繰り返します。そこで、保育園増築工事に関わる調査特別委員会の調査もまだ終結していません。この場でもまだまだ議員の皆さんから、「分からない。つまりらかに示してくれ。」というような御意見もあるなかです。今ここで終止符を打つということはとても考えられません。せめて特別委員会、あるいは損失額のめど、起債がどうの、そういうことのある程度のめどを付けるまでは結論を出すべきではないと思います。

そんなことで、私は今回の条例制定に反対をいたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

賛成の立場で皆さんに述べたいと思います。

不落を生じさせたこと、町民への執行についての責任、私はあるということを踏まえての今回の条例提案については、意義深いものであります。入札執行について、私なりに設計等、それらに関しての不正、悪質な行為、そういう関係の操作は見受けられないと考えております。確かに、町の設計に対する能力不足も一理あるかもしれません。

津南町は今、本当に少子化です。子どもの出生が少ない。今回、議会の反対によっては、今後、保育行政の後退が私は心配です。少子化は進みます。各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

このたびの提案されたものにつきましては、今の今まで迷っておりましたが、一応、賛成の立場で討論させていただきます。

このたびの入札の不落については、建築、機械設備工事などに関する新潟県の一般的な工種の調整率を用いて積算した直接工事費の額と入札予定価格を比較しますと、非常に大きな乖離かいりがありました。これは、実施設計における調整率の採用に大きな問題があったことが判明したということでもあります。予算計上のために積算された概算工事費が示されてから、実施設計としての積算が終了するまでの間、町と設計業者との間で調整や検証するための十分な時間や機会が設定されなかったことが見えてきました。そして、実際に積算された設計は、予算額を大幅に超過することになってしまった。そこで、設計額の減額をするために、調整率を変更する提案がなされました。それは県内で一般的に用いられている調整率とは違っていたと思われかもしれませんが、整合性や妥当性について検証はなされなかったわけであります。また、当時の見積りの収集について、物価変動の影響も過小評価されていたのではないのでしょうか。皆さんがおっしゃるとおり、町はこの段階でCM方式の採用など、発注者体制の補完をして検証をすることもできましたが、何もせずに減額された設計事務所の実施設計入札に臨んでしまったという事実はあります。このことについて、町長は自身の責任を認めて心から謝罪したものと私は理解をすることといたしました。また、反省の上に立って、今後の体制整備と検証等の厳格化、場合によってはCM方式の採用についても町長自身の口から言われたものと理解をいたします。

一方、不落によって建築が遂行不能になったために、設計委託料等、今後無効となる執行済みの経費が損失として生じております。施設整備債なり過疎債で措置された部分は繰上償還がされますけれども、これについても先ほど質疑したとおり、しっかりとした対応をとって、説明を後ほど求めたいと思います。あとは一般財源で措置されますけれども、一般財源については町民の福祉やサービスに供されるものであります。このことは、しっかりと町長として認識をしてもらいたいと思います。それについて私の質疑の中で、起債の処理、一括償還などの方針が検討されるなかで、実施設計に対する起債や今後検討が必要になるという経費の中で一般財源の補填が必要になるということになった場合に、「まだ責任はある。」と先ほど町長が明言したと私は理解をいたしました。また、特別委員会は解散されたわけではありません。今、「まだ責任はある。」と町長が明言されましたので、事実の検証は特別委員会でも続けていくことになると思います。

そこで、このたびの責任の捉え方として、また、町長の姿勢として、これで責任を果たして終わりということではなく、今回の謝罪と反省を教訓として、住民を第一義に考え、住民との対話と理解の上に立って、慎重なる町政の運営と財政の健全性を確保していただくよう強くお願いをいたしまして、賛成の討論とするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

原案に賛成の立場で発言いたします。

今回の件は、民間であれば、社長が交代となるケースでもあるとも考えられます。町長からは、全容を明らかにして、謙虚に、誠実に向き合ってほしいと思っております。ただ、誠実に向き合っていないと感じる部分も私としてはありますので、申し添えておきます。

しかし、町長をはじめ行政、議会ともに子どもたちの育ちを思うと、もうこれ以上、先延ばしにはならないのではないのでしょうか。私も含め、設計業者への真相究明は、行政だけではなく、これまで議会でも行えたのではないのでしょうか。津南町保育園等のあるべき姿検討委員会の答申が平成 24 年度に出されてから、今年度で 11 年目となります。年長だった子どもたちはもう 17 歳になっています。10 年ひと昔はもう前のことです。今の時代は、時代の流れがとても速いです。しっかり対話し、議論し、熟議も大事ですが、その間にも子どもたちは日々成長していきます。その可能性を摘むことを大人がしてはいけないのではないのでしょうか。本当に津南から子どもがいなくなってしまうという恐れを私は感じています。津南だからこそできる子どもたちを中心に据えた保育・教育を目指すのであれば、私たちが皆で前を向き、子どもたちの笑顔のため、未来のために前に進んでいきたいと切に願って賛成の討論といたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 1 号について採決いたします。

議案第 1 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 7 名、非起立 5 名）—

賛成多数です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 2 号 令和 4 年度津南町一般会計補正予算（第 13 号）

議長（恩田 稔）

議案第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 2 号について御説明申し上げます。

総務課関係で、歳入で、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、前年度繰越金の増、公有自動車共済金の増。歳出で、公用車破損物件補償料の増、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ふるさと納税事務費の増でございます。

福祉保健課関係で、歳入で、国・県障害者医療保険負担金の増。歳出で、要援護者世帯除雪事業委託料の増、軽・中等度難聴者補聴器購入費助成金の増、厚生医療費の増、健康増進施設修繕料の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、土地改良区電気料高騰対策補助金の増、特用林産物物価高騰対策事業補助金の増でございます。

建設課関係では、歳出で、除雪機機械修繕料の増、町営住宅修繕料の増でございます。細部につきましては、担当課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、建設課長（鴨井栄一郎）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

1 点のみお願いいたします。

林業の関係であります。物価高騰対策ということで、きのこ組合にナメコ 10、シイタケ 2、マイタケ 1 ということでありますけれども、米原のマイタケ施設については、もうやめるということですが、これが対象になっているということはどういうことでしょうか。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

米原の生産者の方は 2 月で廃業ということでお伺いしておりますが、あくまでも 4 月から 12 月分の電気料に対します補助でございまして、それを対象とさせていただいております。

議長（恩田 稔）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

質疑というか意見というかなのですが、今ほど、クアハウス津南の修繕費という御説明をいただきました。消火器、あるいはいろいろありましたけれども、まとめて 20 万円以上だからという、きっと「20 万円以下のものは」というような契約を交わしているのだと思うのですが、これは今後、新年度予算が審議されるわけですからけれども、町内の観光施設等々も「幾ら以上の軽微な修繕は委託費の中から持つ」というような契約を恐らく交わしていると思うのです。このように消火器 1 本でもまとめればその金額を超えるというようなやり方で町が持つのだということ恒常的にしていくと、新年度も基金取崩しが 7 億円です

か、そのような大変厳しい財政のなかですので、やはりそういった委託している施設にも、その認識をもう少し植え付けていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

御意見ありがとうございます。修繕費の補正につきましては、個々にきちんと精査させていただいて、今、議員がおっしゃるとおり慎重に対応させていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

土木費のほうで機械修繕費 1,400 万円上がっていますが、今、お聞きしますと、エンジンのオーバーホール、タイヤドーザのタイヤ交換ということでございます。エンジンのオーバーホールということになるとかなりの日数が掛かるのではないかと思うのですが、除雪への影響はなかったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

ブルドーザにつきましては、基本的に春除雪に使用するものであって、ふだんは津南病院の所に配置しておるのですけれど、動かないときには、ほかの機械を使ったりしてなんとか除雪を回しているところです。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 2 号について採決いたします。

議案第 2 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 5 年第 1 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

— (午後 0 時 04 分) —